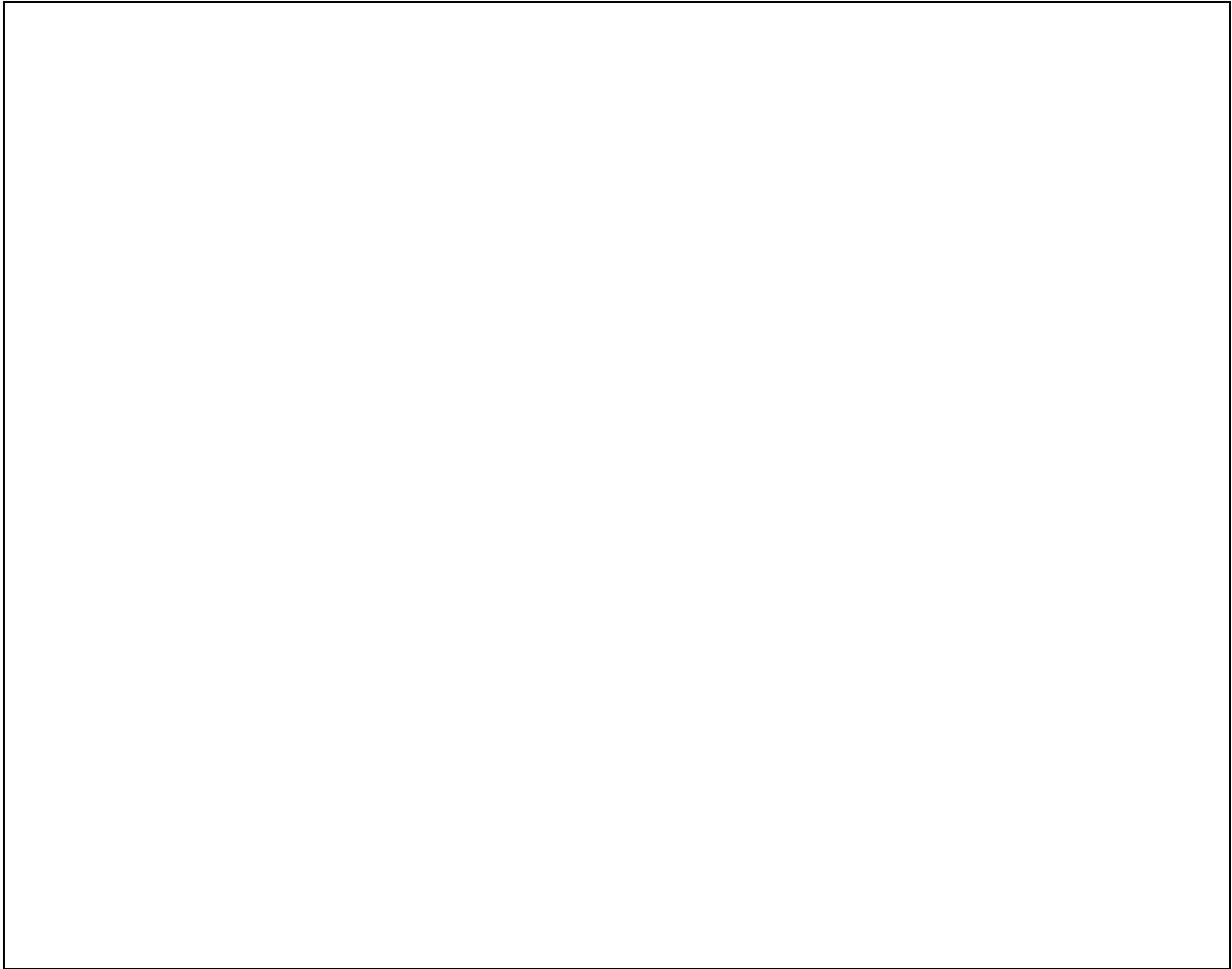


岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例(案) に対する意見

住 所 又 は 所 在 地	〒
氏 名 (団体、企業等の方はその名称及び担当者名)	
連 絡 先 (※いずれか一つ で結構です)	電 話 番 号
	F A X
	電子メールアドレス
ご 意 見	
<p>※該当箇所(条項等)を明記した上でご意見ください。</p> <p>該当箇所：</p> <p>ご 意 見：</p> <p>「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例(案)」が、さらによりよいものとなるよう、次の通り提案をさせていただきます。条例の制定にあたり、これらの提案が内容に反映されますことを切に願っております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条例全体を通して、障害のある人とない人との「交流」という言葉が多く使われていますが、そもそも障害のある人とない人が社会や学校で隔てられているから交流が必要なものであり、それよりも誰もが共生できる環境であることが、差別を解消していくためには大切なのではないのでしょうか。「交流」となっている箇所を、「共生」あるいは「共に生きる」という表現に置き換えてください。 2. 前文において、この条例が国連の障害者権利条約を踏まえて作られるものであることを明記してください。 3. 障害は自助努力によって乗り越えたりするものではないと思います。また、「清流大会」が何かをより明確にするため、前文における記述を、以下のように変更してください。 <p>条例案： さらに、ぎふ清流大会においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えるとともに…</p> <p>変更後： さらに、ぎふ清流大会(第12回全国障害者スポーツ大会)においては、</p>	

障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や懸命に頑張る姿が、
県民に感動を与えるとともに…

- 4.差別とは何かが不明確です。条例の中で障害を理由とする差別や社会的障壁について定義し、明確にしてください。
 - この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるよう社における事物、制度慣行観念その他一切のものをいう（基本法2条、解消法2条）
 - この条例において「障害を理由とする差別」は、
 - ①障害を理由とした不当な差別的取扱いを行うことであり、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けること（基本方針を引用）
 - ②社会的障壁の除去の実施について必要な合理的配慮を行わないこと（基本法第4条から）
- 5.事業所とは何を指すのかが不明確です。第二条（定義）において、事業所についても説明をしてください。
- 6.第五条（障害者関係団体の役割）が規定されていますが、それら関係団体とのつながりが希薄な人の意見が反映される方策を規定してください。
- 7.第八条（事業者の役割）において、障害者の理解と就労の促進が規定されていますが、更にサービスの提供にあたり差別的な対応をしないことと、合理的配慮に努めることを規定してください。
- 8.第十一条（啓発等）の2および第十二条（教育の充実）において、手話に対する理解と普及の促進が規定されていますが、点字についても同様の取り組みを促進することを規定してください。
- 9.相談・紛争解決体制については、障害者差別解消法で規定されているものの、県としての姿勢や体制をより明確なものとするため、紛争解決のための機関と体制を説明し、解決手段として斡旋、公表、知事の勧告を条例において規定してください。
- 10.成果と問題点を整理の上、障害当事者の意見を踏まえ、3年後の見直しをすることを規定してください。



【提出先】

- (1) 郵送 〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
岐阜県議会事務局議事調査課 行
- (2) FAX 058-278-2802
- (3) 電子メール c12160@pref.gifu.lg.jp